

令和2年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和3年1月13日

担当部・課：河北総合支所地域振興課〔内線 224 〕

産業部観光課 〔内線 3532 〕

① 件 名
道の駅「上品の郷」の利用料金の改定等について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>道の駅「上品の郷」は地域資源の有効活用と地域産業の活性化を図るとともに、経済・情報・交流の拠点と賑わいの場を創出する目的を効率的かつ効果的に達成するため指定管理者制度を導入して運営を行っているが、指定管理者（株式会社かほく・上品の郷）による温泉保養施設の運営及び直営によるレストラン経営については、収益の改善が必要となっている状況である。</p> <p>今般、指定管理者（株式会社かほく・上品の郷）から、温泉保養施設の利用料金の改定及び食事提供に関する業務を、直営事業から外部事業者の導入を図りたい旨の要望を受けた。</p> <p>また、現在道の駅「上品の郷」は、指定管理者と第三セクターが一体的に運営しているが、両者の業務の明確化を図り、効率化を図るため、関係規定等の改正を行う必要が生じている。</p> <p>【目的】</p> <p>利用料金の改定及び利用の許可等の規定改正により、業務の明確化が図られるとともに、収益の改善と施設運営の自由度の向上を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市道の駅「上品の郷」条例（平成17年条例第242号） 石巻市道の駅「上品の郷」条例施行規則（平成18年石巻市規則第10号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和2年 5月 株式会社かほく・上品の郷としての経営理念・中期経営目標に基づく周辺施設等の整備について要望を受け、現場確認を行う。 （レストランの運営を直営から外部事業者の導入を検討。）</p> <p>7月 指定管理者と食事提供の外部事業者の導入へ向けた協議を実施。</p> <p>9月 指定管理者と温泉保養施設の利用料金に関する協議を実施。</p>
⑤ 主な内容
<p>1 利用料金の改定について</p> <p>温泉保養施設を利用する「入浴」の区分中、平日と休日の別をなくし、利用料金設定基準を現行の休日単価に統一する。</p> <p>また、「入浴割引回数券（11回券）」について、平日のみの利用であったものを、平日と休日の別をなくし、休日も利用できるようにする。</p> <p>そして、施設の利用（施設を占有する場合に限る。）については、既存の地域振興施設と温泉保養施設の「区画」による利用料金の設定を、「平米単価」による利用料金設定へ変更し、貸出スペースを拡大することで、食事提供に関して外部事業者による運営を可能とする。併せて、自動販売機置場等の区分の追加や備考の文言等を整備する。</p>

2 利用の許可等の規定改正について

道の駅「上品の郷」の事業に、「道路利用者への休憩の場の提供に関すること」を追加する。

また、指定管理者と第三セクターの業務の明確化を図るため、「販売活動に関すること」及び「食事の提供に関すること」については、「地場産品、飲食物その他の物品を販売等するための施設の提供に関すること」に改める。

さらに、指定管理者が行う業務に、「施設の利用の許可等に関する業務」を追加し、「利用の許可等」、「利用許可の取消し」、「原状回復義務」、「利用料金の減免」等の規定を新たに設け、文言等の整備を行い、指定管理者が行う業務の明確化を図る。

※詳細は別紙のとおり

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

利用料金の改定により、温泉保養施設の収益の改善が図られる。

また、施設利用に係る「区画別の単価」から「平米単価」へ変更し、貸出スペースを拡大することで、食事提供については、外部事業者へ貸出することによる運営に変更することができ、直売所等の販売部門についても、第三セクターへ貸出することによる運営に変更となることで、指定管理者としての収益の改善と、施設運営の自由度が高まる。

さらに、利用の許可等の規定を新たに設けることにより、指定管理者が行う「施設の管理」及び「温泉保養施設の運営」と、第三セクターが行う「直売所等の販売部門の運営」等とに分けることができ、業務の明確化が図られる。

【市財政への負担】

石巻市からの指定管理料は発生していない。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年	2月	市議会第1回定例会に道の駅「上品の郷」条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：令和3年4月1日)
	3月	食事提供の外部事業者の公募・選定作業
	4月	道の駅「上品の郷」条例施行規則の一部改正、施行 改正後の新たな料金体系による温泉保養施設の営業開始
	5月	外部事業者による食事提供の開始

⑨ その他

※貸出スペースの拡大

現状の貸出スペース：地域振興施設中インテナント及びアウトテナント
温泉保養施設内インテナント

今後の貸出スペース：地域振興施設及び温泉保養施設のうち「利用許可を受けた面積」
【直売所、厨房、温泉施設内の売店等】